

境港市介護保険運営協議会設置要綱の改正について

境港市介護保険運営協議会設置要綱の改正について

1. 介護保険運営協議会の所轄事項について

居宅介護支援事業について

法改正により、平成30年度から居宅介護支援事業所の指定を境港市がすることになりました（改正前は鳥取県が指定）。この事業についての実施方法などについては、介護保険運営協議会において協議されていますが、運営協議会設置要綱の所管事項になっていないため所管事項の整理を行います。

介護保険運営協議会設置要綱第2条（所轄事項）

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議検討する。</p> <p>(1) 地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の額に関する事 こと。</p> <p>(2) 地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の指定に関する事 こと。</p> <p>(3) 地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の指定基準に関する事 こと。</p> <p>(4) 地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の質の確保並びに適 正な運営を確保するため、市長が必要と認めたこと。</p> <p>(5) センターの設置に関する事 こと。</p> <p>(6) センターの運営に関する事 こと。</p> <p>(7) センターの評価に関する事 こと。</p> <p>(8) 境港市高齢者福祉計画・境港市介護保険事業計画の進行状況の管理に関する事 こと。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、協議会が介護保険制度及び高齢者等の保健福祉施策の適正な運営等に関し審議検討が必要と判断した事項に関する事 こと。</p> | <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議検討する。</p> <p>(1) 地域密着型サービス、居宅介護支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「サービス」という。）の次に掲げる事項</p> <p>ア サービスの額に関する事 こと。</p> <p>イ サービスの指定に関する事 こと。</p> <p>ウ サービスの指定基準に関する事 こと。</p> <p>エ サービスの質の確保並びに適正な運営を確保するため、市長が必要と認めたこと。</p> <p>(2) センターの設置に関する事 こと。</p> <p>(3) センターの運営に関する事 こと。</p> <p>(4) センターの評価に関する事 こと。</p> <p>(5) 境港市高齢者福祉計画・境港市介護保険事業計画の進行状況の管理に関する事 こと。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、協議会が介護保険制度及び高齢者等の保健福祉施策の適正な運営等に関し審議検討が必要と判断した事項に関する事 こと。</p> |